

第3回 浪江町景観計画策定委員会 議事要旨

日時 令和6年8月19日(月)13:30~16:00
会場 浪江町役場2階中会議室

1 会議概要

(1) 趣旨

住民ワークショップの開催結果、全体スケジュール、景観計画（案）、届出を要する行為など

(2) 出席者

市岡委員（委員長）、佐藤委員（副委員長）、鈴木委員、永橋委員、葛西委員、泉田委員、小山委員、大橋オブザーバー、事務局（市街地整備課）

2 議事概要

(1) あいさつ 委員長

第3回浪江町景観計画策定委員会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には何かとご多用のところ、委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

前回、6月3日の第2回委員会におきましては、景観計画骨子（案）などについてご議論をいただきました。

本日は、次第にありますとおり、住民ワークショップの開催結果や全体スケジュール、第2回委員会で皆様から頂いた意見等について事務局から報告をいただき、その後、景観計画（案）などについて委員会で協議を行いたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(2) 報告事項

(事務局)

①住民ワークショップの開催結果、②全体スケジュールについて、③第2回委員会で頂戴したご意見について説明。

①住民ワークショップの開催結果

（委員）A、B、Cの各グループが考えたキャッチフレーズはどのように生かされるのか。

（事務局）ワークショップの結果を踏まえて、地区ごとの景観特性に新町通りの写真を載せたり、計画本文に反映させたりしている。

（委員長）計画書に具体的な個人の意見を載せるものではないと思うが、基本目標の中の一部などにコメントがあってもよいのではないか。また、戻って来られた町民の方や新たに町に入ってきた方の思いなどは様々なので、取り上げ方を検討してほしい。

(委員)「川添の鳥のさえずり」とはどのような意見か。

(事務局) ワークショップ参加者の意見である。川添地区の鳥のさえずりが浪江町の豊かな景観要素のひとつであるとの意見であった。

②全体スケジュールについて

(委員長) 次回のワークショップはいつ開催の予定か。

(事務局) 10月下旬を予定している。

(委員) 区長会長1人だけの意見ではなく、区長会理事会からの意見も聞いた方がよい。

③第2回委員会で頂戴したご意見について

(事務局) 他自治体の事例調査を進める中で、住民と合意形成のもとで重点地区を定めている事例が複数見られた。検討を重ねた結果、本計画で重点地区の方針や制度は定めるが、地区そのものの設定は住民の方と協議の上定めることしたい。

(委員) 重点地区は設定しないということか。

(事務局) 次年度以降、地区の方のご意見をお聞きして設定することを考えている。町主導で設定してしまうのは特殊な事例であり、重点地区を計画策定後に設定しているケースが一般的なので、地区の方の意見をお聞きした上で設定したい。

(委員) ある程度は範囲を定めておくべきと考えている。このままでは規制の弱いルールになってしまうのではないか。

(事務局) 重点地区内の土地建物所有者に対しては、財産のルールを定めるものとなるため、慎重な検討が必要であり、次年度以降、詳細なルールの検討を行っていきたい。

(委員長) 時期としては早めに設定するつもりだが、今の状態で線を引くのは時期尚早と判断したと理解する。また、住民に対しても一方的に線を引くのではなく、議論の中で決めていく町の意思であると理解した。ただ、建物がどんどん建ってしまっては遅いというのが委員の意見であると思う。ある程度は重点地区の範囲の案を提示しておくべきではないかと思われる。

(委員) 将来の町の姿は住民にはわからない。町として、建つ建物の予想はできると思うので、大枠でどのような規制を行うべきかという検討をしておくべき。

(事務局) 各地区の方向性は定めていきたい。ただし、住民の意見を反映するステップを経た上で重点地区を定めたい。

(委員長) 合意形成のステップを踏むことで、ルールを守ってもらえると思料する。住民の意見をもとに定めたい区域などの大枠を示しながら、すぐに議論を開始できる素地を作つておくべき。

(委員) 景観計画の浪江地区の記載において、牛渡・樋渡などの記載がなく、様子を知ることができない。

(事務局) 地区をどの単位で記載するべきか事務局で検討したい。重点地区を検討するタイミングで必要に応じて検討を深化する考えである。

(委員長) 新しく住み始めた方の考えを載せる必要もあると思われる。また、新町通

りは、南北の通りになっていることに重要性があると思われる所以、重点地区の検討などにおいてもこの考え方をもって反映していただきたい。

(委員) 南北の通りが中心になった理由は、東西方向の道が火災に繋がったことによる。まちづくりとしての重要性がある。

(委員) 町内に同じような形のアパートが多く建っており、町の中心部にもでき始めているので、今、規制を行わなければ間に合わなくなる可能性があると思われる。

(事務局) 町としては、駅周辺整備事業の範囲を定めており、それ以外は土地所有者の考えに基づいて利活用されるべきと考える。

(委員) アパートができると一気にごみの量が増えることになり、ごみステーションの容積が不足してしまう。景観計画の中で記載すべきかどうかは不明だが、町として検討いただきたい。

(委員長) 景観計画で対処方法まで記載しなくとも、対策の必要性は記載すべきではないか。

(委員) 建物の種類までは制限できない。アパートによって人口が増えたり、発展が見込める場合もある。

(事務局) 景観計画は、用途の規制ではなく、周りとの調和を趣旨としている。

(委員) 色については規制を定めるようだが、高さについてはルールを定めないのか。

(事務局) 他の規制事項と併せて次回の委員会に詳細な内容を提示する。

(委員) 無秩序な開発を行わないということが景観計画の目的と思うが、その無秩序が何であるかは委員と事務局でベースは同じでも、詳細は同じイメージにならないと思われる。イメージの認識合わせが必要ではないか。

(事務局) 景観計画の所管範囲としては、建物の種類ではなく色や高さの規制を行い、周辺との調和を図るものとなる。重点地区では、その地区的建物と土地の所有者全ての方に規定の合意形成を図る必要があるため、イメージの認識合わせが必要。今後、住民と合意形成を進めて、重点地区の範囲とその規制内容の検討を進める。

(委員長) 重点地区は強力なルールを作ることになるので、少しでも時間をかけて議論を行った上で定めたいものと理解した。様々な方が同じ土俵で議論することができることも景観計画の良い点である。議論を行うことを考えれば、重点地区については候補地を記載しておくことも一案である。

(3) 協議事項

① 景観計画(案)について

(委員) 推進体制をどのように作っていく考え方。「住民主体で進める」と記載することは可能と思うが、実際にできるかどうかは難しいところと思われる。

(事務局) 当初は町が主体的に議論の場を作っていくことを想定している。

(委員) 重点地区は来年度以降議論するのか。団体と話し合っていくのか。

(事務局) 重点地区は来年度で検討していく考え。団体というよりは権利者と話し合っていく。

(委員) 団体がより重要な働きをしていくことになると思われる。

(委員長) 団体に関する具体的な内容を景観計画で示すことになるのか。

(事務局) 町として支援を行うことまでの記載を想定している。

(委員) 重点地区について、小田原市では対象範囲を狭く設定しているが、浪江町では地区の範囲や色彩はどのように設定する考えか。

(事務局) 住民の方との議論の中で検討していく。

(委員) 建築施工を行っていると、確認申請を出すタイミングで色について届け出ることになるが、景観については終わった後の審査がない。途中で変更等が行われることもあると思われる所以、一定の抑止策が必要ではないか。

(事務局) 他自治体では、変更があった場合に変更届を提出させるケースもあるため、その例に倣うことも一案。

(委員) 「地域のランドマークとなる建造物・樹木」と記載があるが、これは個人により重要度が異なると思われる。

(事務局) 一般的には、地域のアイデンティティになっていると認識されているものとなる。地域の方々の思いを制度上守るものとなる。

(委員) 1人の方から意見が出た場合でも対象とするのか。

(事務局) 地域の一定人数から合意形成がなされ、町へ提案いただいて指定する流れになる。原則は、その所有者に建物・樹木を守っていただくことになるので、1人の提案による指定は難しいと思われる。

(委員長) リバーラインの桜や境松などの重要性は認識されているので、そのようなものを定めれば納得いただけるのではないか。

(委員) この景観計画はいつ施行されるのか。

(事務局) 本年度で計画案を作り、福島県と協議した後に、現在、県が担当している受付業務を来年度の中頃を目途に浪江町が引き継ぐ形で切り替える。詳細な日程は、今後検討していく予定である。

(委員) 駅周辺のグランドデザインが進む中で、景観計画が後にできることにはならないか。整合は取れるのか。

(事務局) グランドデザインよりも先に景観計画を策定する予定。同じ市街地整備課が所管しているので整合を取って進めていく。

(委員長) デジタルサイネージは国においても捉えている課題である。せっかく建物の景観を定めても、デジタルサイネージで台無しになることがある。夜間照明などを含めてデジタルサイネージについても計画への記載を検討してもよい。

②届出を要する行為について

(委員) 太陽光については工作物に含まれるのか。

(事務局) 工作物に含まれる。詳細については次回の委員会で説明したい。

(委員長) 太陽光の大規模なものは規制できるが、小規模のものは規制できない。住んでいる人からすると懸念事項なので、何か規制の方向性を打ち出せないものか。

(委員) 権現堂地区において、除染を拒否し、建物を一切触らせない方がいる。そのような方への対処方法について考えはあるか。

(事務局) 倒壊などの危険性があれば対処可能であるが、私有財産の場合、町として

の取り扱いが難しい。

③その他

(事務局) 次回の日程は、11月5日(火) 本日の欠席委員に確認した後に、正式に町から案内する。パブリックコメント用の計画書案として、詳細な項目も記載した案を提出する予定。

以上